

平成26年第1回広域紋別病院企業団議会定例会会議録（第1日）

1 開会日時

平成26年3月27日（木）

開会 午前10時00分

2 議事日程

日程第1 会期の決定

日程第2 一般質問 野村 淳一 君

日程第3 報告第1号 定期監査報告について

日程第4 議案第1号 平成25年度広域紋別病院企業団病院事業会計補正予算（第2号）

日程第5 議案第2号 平成26年度広域紋別病院企業団病院事業会計予算

日程第6 議案第3号 広域紋別病院企業団特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第7 議案第4号 広域紋別病院企業団病院事業の使用料及び手数料の徴収に関する条例の一部改正について

3 出席議員（9名）

議長 柴田 央 君

2番 森本 秋嘉 君

4番 野村 淳一 君

6番 山中 憲一 君

10番 花田 一夫 君

副議長 山川 孝義 君

3番 宮川 正己 君

5番 石田 久就 君

7番 大原 満 君

4 欠席議員（1名）

9番 田村 高志 君

5 説明員

企業長 千賀 孝治 君

事務局次長 高野 昭一 君

総務課長 西田 尚市 君

建設準備室主幹 森谷 裕一 君

事務部参事 笹谷 昌樹 君

経営管理係長 坂井 利孝 君

建設準備室主査 米田 晃 君

○監査委員 斉藤 博哉 君

事務局長 久保田 政弘 君

事務部長 渡辺 幸彦 君

医事課長 伊藤 聖 君

建設準備室主幹 小野寺 賢治 君

職員係長 高橋 博明 君

医事係長 宮本 明 君

書記 遠藤 雅人 君

6 議会出席職員

書記長 小笠原 昭廣 君

書記 石川 修平 君

書記 浜屋 武志 君

一 般 質 問 通 告

野 村 淳 一 君

- 1、医師確保と産科の体制について
- 2、消費税増税の影響と対応について
- 3、2014年度の診療報酬改定について
- 4、新病院建設について
- 5、救急医療・災害医療の取り組みについて
- 6、広域病院としても障害者の就労を励ます取り組みを

午前10時0分 開会

○議長（柴田 央君） ただいまより本日をもって招集されました平成26年第1回広域紋別病院企業団議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員数はただいまのところ9名であります。よって、開議の定足数に達しましたので、これより会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、4番石田久就君、7番大原満君の両君を指名いたします。

ここで諸般の報告を申し上げます。

浜屋書記。

○書記（浜屋武志君） ご報告を申し上げます。

まず、欠席でございますが、田村高志議員より届け出がございます。

次に、本日の配付文書でございますが、本定例会議事日程、説明員等報告、一般質問通告書を配付してございます。

次に、本日の議事日程ですが、日程第1から第7までとなっております。

以上で報告を終わります。

○議長（柴田 央君） これより本日の議事に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日1日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第2、一般質問を行います。

一般質問の通告者は4番野村淳一君であります。

発言を許します。

4番野村淳一君、登壇を願います。

○4番（野村淳一君） 私は、さきに通告いたしておりました順に従い、質問させていただきます。

最初に、医師の確保と産科の体制についてお尋ねいたします。

言うまでもなく、常勤医の確保は住民の安心をつくる源であり、病院経営の安定を維持する源泉でもあります。病院としても、その確保に向け努力をされ、同時に苦勞されていることと存じます。

そこでまず、4月からの常勤医師の体制はどうなるのかお聞きするとともに、医師の確保に向けた取り組みの状況とその見通しについてお聞きいたします。

さらに、産科の体制についてお聞きします。

これまで広域紋別病院における分娩は産婦人科医師が1人体制ということもあり、初産は遠軽厚生病院にお願いする一方、経産婦については広域紋別病院で対応するとされておりました。ところが、今年に入り、経産婦においても広域紋別病院で出産できない状況が生まれました。結果、経産婦も遠軽厚生病院で出産せざるを得ない現状になっており、住民から不安の声も寄せられております。この背景には何があるのか、広域紋別病院の産科の現状をお知らせください。同時に、今後の対応と分娩再開に向けた見通しについてもお聞きいたします。

次に、消費税増税の影響と対応について質問します。

いよいよこの4月から消費税が8%に増税されます。公的医療は高度な公共性を持つとの観点から、医療費の消費税は非課税とされており。しかし、医療機関は設備投資や物品購入の際には、当然消費税を支払っており、その分自己負担せざるを得ないのが実態です。それが控除対象外消費税と呼ばれる、いわゆる損税であります。現在の消費税5%でも1病院当たり平均で1億円を超える損税が発生していると言われ、それが8%になればさらに増大し、病院経営を一層圧迫することは明らかです。

そこでお聞きしますが、広域紋別病院における控除対象外消費税、いわゆる損税について、平成23年、24年とその金額をお聞きするとともに、それが3%増税になった場合、その影響額は幾らになると考えているのか、お尋ねします。また、それへの対応についてもお聞きします。

次に、2014年度の診療報酬の改定について質問します。

診療報酬は2年に1回改定され、医師の人件費などに当たる本体部分と薬などの公定価格に当たる薬価部分から成っています。今回の診療報酬改定は、本体でプラス0.1%としましたが、薬価ではマイナス1.36%となり、消費税増税に伴う補填分を除く実質では1.26%のマイナス改定となりました。この間、診療報酬は2002年から2008年までの4回の改定でマイナス7.6%と大幅に引き下げられ、地域医療は大きな打撃を受け、医療崩壊が社会的な大問題になりました。2010年にはプラス0.19%とわずかながらプラスに転じたものの、2012年には実質ゼロ改定となり、この12年間で診療報酬は7.41%のマイナスのままなのです。この上、今回の6年ぶりのマイナス改定は、今でも大きな負担となっている消費税の増税と合わせ、医療機関の経営を直撃し、医療崩壊に拍車をかけるものと言わざるを得ず、地域医療の一層の困難が懸念されています。

そこで、今回の診療報酬の主な改定の内容と影響についてお聞きするとともに、それらへの対応についてお尋ねします。また、消費税増税との関連についてもお聞きいたします。

次に、新病院の建設について質問します。

私も昨年建設現場を見学させていただきましたが、巨大なクレーンがそびえ、着実に工事が進行している印象を受けました。そこで、新病院建設工事について、その進捗状況をお聞きします。また、建設計画に対し、変更された点があれば、その内容と理由についてお尋ねします。さらに、病院をより身近に感じてもらうためにも、建設現場の安全を確保した上で、住民への見学会などの企画を検討してはと考えるものですがいかがでしょうか、見解をお伺いします。

次に、救急医療と災害医療の取り組みについて質問いたします。

過去には、道立病院時代、医師不足のため救急告示病院を返上し、救急患者の受け入れを停止した時期もありました。その後、紋別市内において休日夜間急病センターが開設され、現在広域紋別病院では小児科など一部1次救急の受け入れを含め、2次救急の24時間受け入れを実施していると思います。それは、地域住民にとってかけがえのない安心と信頼になっています。とはいえ、限られた医療スタッフの中での事業であることにはかわりはなく、病院と医療スタッフ皆さんの努力と誠意を強く感じるものです。

そこで、広域紋別病院における現在の救急医療の現状と取り組み内容をお聞きするものです。また、他の関係機関との連携体制及び課題についてもお尋ねいたします。

昨年発行された広報誌、広域紋別病院だより「架け橋」2号の表紙を飾っているのが、DMATの研修模様の写真です。そして、紙面の中にも、当院にもDMATチームが誕生しましたとの記事が掲載されておりました。災害時に派遣されるこの医療チームDMATについて、広域紋別病院における取り組みについてお

尋ねいたします。

最後に、障害者の就労を励ます取り組みとして、障害者施設などへの優先調達についてお伺いいたします。

紋別市は昨年8月、国の法律に基づいて紋別市障害者就労施設等からの物品等の調達方針を定めました。これは、障害者の経済面での自立を推進するために、地方自治体などが物品やサービスなどを調達する際、障害者施設などから優先的、積極的に購入することを求めたものです。この法律には、企業団のような一部事務組合は対象とはなっていませんが、高度な公共性を有する広域紋別病院としても、その役割を担う必要があるのではないかと考えます。この地域にも該当する障害者施設などがありますが、事業を継続する上で苦勞している現状にあります。障害者の就労を励まし、その機会を拡大するために、広域紋別病院としても優先調達方針に準じて積極的に対応すべきと考えますがいかがでしょうか、見解をお伺いいたします。

以上で私の質問は終わりますが、再質問については留保いたします。

○議長（柴田 央君） 答弁を求めます。

千賀企業長。

○企業長（千賀孝治君） それでは、野村議員のご質問にお答えします。

初めに、医師確保と産科の体制についてであります。1点目の新年度の常勤医師体制と医師確保に向けた取り組みや見通しにつきましては、現在当院の常勤医師体制は外科3名、消化器内科2名、循環器内科1名、総合診療科2名、産婦人科2名、小児科3名、整形外科1名、精神科1名の15名体制となっておりますが、3月末に外科2名、消化器内科1名、総合診療科1名、産婦人科1名、小児科2名、整形外科1名の8名の医師が医局の人事等により退職されます。しかし、そのうちの5名の医師については、引き続き札幌医科大学及び旭川医科大学の派遣支援により後任の常勤医師が決定しております。また、北海道から派遣をいただいています自治医科大学の後任医師については、7月より麻酔科医師の派遣をいただける予定であります。

総合診療科等の常勤医師の招聘については、引き続き北海道とも連携を図り、札幌医科大学や旭川医科大学に対し医師派遣の要請を行うとともに、当院に勤務する医師等の幅広い人脈によるネットワークを活用した中で精力的に取り組むほか、来年度からは総合診療医を目指す研修医が研修終了後の地域勤務の推進を図るため、北海道が新たにモデル事業として実施する事業に当院が協力病院として選定されたことから、この事業を通じた医師の交流などにより、早期に常勤医師を招聘できるよう努めてまいります。

2点目の、産婦人科の現状と今後の対応等につきましては、昨年12月から常勤医師が2名体制となりましたが、助産業務を行う助産師5名のうち1名が出産後の育児休業中であるほか、本年1月に1名が中途退職し、現在3名体制となっております。3名の助産師のうち1名につきましては、昨年12月の採用で助産経験が少ないため、実質的には2名の助産師体制であり、オンコール待機等、安全な分娩体制をとることが極めて厳しいことから、本年1月よりやむを得ず出産調整を行っております。

このような状況を踏まえ、助産師確保のため、全国の助産師養成学校へ募集活動を行うと同時に、北海道への助産師の短期派遣の要請や全国ネットによる助産師紹介業者への登録手続き等を進めており、今までどおり分娩が行えるよう、早期の人材確保に努めているところであります。

次に、消費税増税の影響と対応についてであります。ご承知のとおり、医療機関における保険診療は非課税であるため、患者からの消費税は徴収していませんが、診療のための薬品や診療材料などの貯蔵品の

仕入れ代金や医療機器などの購入代金には消費税がかかることから、医療機関が消費税分を負担しており、控除対象外消費税が生じているところであります。

ご質問の23年、24年の金額でございますが、当院は平成23年に開院しており、開院後2年間については免税事業者であることから税務署への申告は行っておりませんが、平成25年度の決算見込みのベースで申し上げますと、まず病院運営に伴う3条予算の控除対象外消費税は2,052万5,000円を見込んでおり、3%増になった場合は1,300万円程度膨らみ、病院建設工事等に係る4条予算の控除対象外消費税は3,769万9,000円で2,260万円程度膨らみ、貯蔵品控除対象外消費税は1,640万2,000円で984万円程度が増加し、影響額総体では約4,544万円になるものと思われまます。また、平成26年度予算ベースでは、病院建設にかかわる工事費が多額であることから、控除対象外消費税は8,574万円程度影響額が出るものと考えられます。

次に、今般の診療報酬改定についてであります。昨年8月、社会保障制度国民会議において、団塊の世代が75歳以上になる2025年に向けて、病院完結型の医療から慢性疾患などの患者を地域全体で治し支える地域完結型に変えていく必要があるとの提言を踏まえたものであり、急性期から回復期、慢性期、在宅医療まで患者の状態に見合った適切な医療を受けることができるよう、医療機関の機能分化と連携を進め、在宅医療や介護、福祉とも連携した地域包括ケアシステムの構築を目指すものです。

改定の主な内容についてですが、入院医療では全国的に過剰と言われる急性期病床の削減を図るため、入院基本料7対1の要件を厳格化したほか、急性期を脱した患者の受け皿となる回復期病床の拡充を目指し、地域包括ケア病棟が新設されたほか、外来医療では生活習慣病など複数の慢性疾患を抱える患者を継続して診療する主治医に対して地域包括診療料を設けるなど、住みなれた地域や在宅で支える仕組みへの転換を促すものとなっております。

当院においては、入院基本料7対1の要件が厳格化されたことに伴い、来年度からは10対1の看護体制となり、入院基本料の一部が減額となりますが、現在新たに新設された項目等で、当院の体制整備により診療報酬の適用が可能となるものを検討しているところであり、今後とも診療方針の方向性を見据え、新病院の開院に向けた病棟や病床機能の見直しの中で病院の医業収益に適切に反映できるよう、地域包括ケアシステムを支える病棟の設置等についても検討し、保健、医療、介護とのさらなる連携の強化に努めてまいりたいと考えております。また、消費税増税との関連につきましては、今回の改定においては、消費税の上乗せ分として医科が0.71%、薬価と材料分を合わせて0.73%が措置されており、初診料は現行の2,700円から120円増の2,820円、再診料が現行の690円から30円増の720円に増加するほか、入院基本料についても2%程度上乗せされております。

次に、新病院の建設についてであります。1点目の進捗状況につきましては、昨年7月から造成工事が始まり、基礎掘削工事や地盤改良工事等を経て、地下免震層の躯体工事を進め、2月には免震装置を設置したところであり、現在は1階の床工事に取りかかっており、4月からは1階の壁躯体工事に入る予定となっております。

2点目の建設計画の変更点につきましては、現在のところ計画自体の変更はありませんが、工事の主な変更点を申し上げますと、地盤の掘削工事において、土質が悪く土中より大きな転石などが多量に発生したことから、その除去処分を行うため、改良工事及び基礎工事の工法を一部変更したところであり、工事に使用するクレーンについても機種の変更と増設を行っております。

3点目の市民見学会などの企画につきましては、工事現場は建築本体のほか、電気や機械設備など6工事

の各企業が携わっているほか、次年度からは車庫棟、バイオマスボイラー棟、駐車場、医師公宅等の工事も始まり、工事現場やその周辺は極めてふくそうし、安全確保に十分配慮した工事を進めていかなければならないことから、一般住民の見学会につきましては、完成時における内覧見学会等を企画する予定でありますので、ご了承いただきたいと考えております。

次に、救急医療の取り組み状況等につきましては、当院は北海道から救急告示病院の認定を受け、2次救急医療機関としての役割を担っており、その受け入れ体制については、時間内においては通常の診療の中で外科医等が中心に対応しており、また休日を含めた時間外においては、当直または日直の担当医師のほか、必要に応じて常勤の専門医がオンコール体制により迅速に対応しております。

なお、休日を含めた時間外における1次の救急患者は市の急病センターで対応しておりますが、妊婦や6か月未満の乳児は急病センターを介さないで当院が直接受け入れているほか、平成24年6月から心肺停止患者の受け入れと同時に、経過観察が必要と判断された患者について、当院がバックアップの病床を全面的に確保するなど、365日の支援体制をしいているところであります。

また、他の医療機関との連携体制についてであります。高度な医療が必要な脳卒中傷病者等については、平成23年10月より北見の医療機関へ搬送するとともに、急性心筋梗塞などの循環器の重篤な患者については、平成24年10月より遠軽や北見の医療機関へ搬送しております。さらに、本年度から救急患者の搬送や受け入れを円滑に行うため、紋別市、休日夜間急病センター、紋別地区消防組合、広域紋別病院の4者による事例検討会を定期的開催しているところであり、この検討会により、昨年7月からショック状態の重症患者や入院が必要と救急隊が判断した患者等については、当院が直接受け入れすることを明確にしたところであります。

また、災害時に派遣されるDMA Tの取り組みにつきましては、当院は開院当初より災害拠点病院の指定を受けておりますが、この指定には災害派遣医療チーム、いわゆるDMA Tの保有が要件となっておりますことから、昨年12月、医師2名、看護師2名、業務調整員として事務員1名の計5名がチームを組み、兵庫県災害医療センターにおいて4日間の研修を行ってまいりました。現在、当院のDMA Tチームは定期的に院内勉強会等を行っているほか、昨年3月に当院は北見赤十字病院、網走厚生病院、遠軽厚生病院の4つの災害拠点病院で、オホーツク圏域の災害時における相互支援に関する協定を結んでおり、今後4病院でのDMA T研修や北海道が行う研修会に参加し、定期的な訓練を行うことで技能維持に努めてまいりたいと考えております。

次に、障害者の就労を励ます取り組みについてであります。国においては、昨年4月障害者優先調達推進法を施行し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項を定め、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図り、障害者の自立促進に努めたところであり、紋別市においてはこの法律に基づき、昨年8月に調達方針を策定したと承知しております。この法律において、国、独立行政法人及び地方公共団体等における努力義務として、障害者就労施設等からの物品等の優先的な調達に努めるほか、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達方針や調達実績について公表することとされております。

一部事務組合方式である企業団については、直ちにこの法律の適用となるものではないことや、病院で取り扱う物品やサービス業務は自治体とは異なり、関係法令に基づき、厳格な管理や使用が求められているものが多いことから、法の速やかな運用については困難な面があると認識しております。しかしながら、企業

団としても、就労する障害者等の自立を側面から支援することは重要であると考えており、今後障害者就労施設等からの物品やサービスの発注の可否等について、検討を深めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（柴田 央君） 野村淳一君。

○4番（野村淳一君） 丁寧なご答弁をいただきありがとうございました。

何点か、確認を含めて再質問させていただきます。

最初に、医師の問題ですが、4月からということで、今15人医師がいるんですが、8人が退職をして、かわりに5人が医局からまた派遣をされるということであれば、それでよろしいです。ただ、4月1日で12人ということで確認してよろしいのか、また改めて、麻酔科の医師が来るので、年度中には13人になるのかなあというふうに思いますが、4月1日からは12人ということでもいいのか、まず一つそれを確認させてください。

それと、産婦人科の問題なんです。今お話がございました。先生がいらっしゃっても、それをサポートする助産師さんがいなければ出産ができないということなんです。私も改めてその認識をさせていただきました。図らずも、今2名ですか、実質的に2名ということでしたので、安全を考えて、今病院では出産ができないということでした。その判断ということもあるんでしょうから、一刻も早く助産師さんを確保していただいて、紋別でも分娩ができるようにというふうにはつくづく思います。実際、このことによって、やむを得ず遠軽などで出産をせざるを得なくなっている方、もし影響を受けている方、人数的におわかりいただければ教えていただきたいと思います。それと、今すぐとはならないんでしょうけれども、紋別でも初産をはじめ、出産ができるという体制を組むということも将来的にはあり得ると思うんですが、それについての考え方についても改めてお聞かせください。

消費税の問題は、もうこれ紋別市でどうなるという問題ではありませんから、この金額の大きさに改めてびっくりいたしました。

報酬の問題で伺います。何とか影響がないようにこれからもいろいろ精査をしていきたいということでありました。この診療報酬の改定というのは、ともすれば国の、厚生労働省の意向がその診療報酬の内容に反映されるものです。今、企業長がおっしゃったように、急性期の病床を減らして、それを回復期あるいはリハビリにという意向、病院から在宅にというそういう意向が働いている、それが一つ反映されているんだと思うんです。それが地域包括ケアシステムということになっていると思うんですが、今国会で議論されている医療介護総合確保推進法の中にも、その病床の機能を4つに分けて、4つでしたか3つでしたか、それを都道府県で医療計画ビジョンというものをつくるんだということも定められています。これは、診療報酬も含めてですが、地域の医療のあり方を随分左右するものです。これからの広域紋別病院でどういう医療をしていくかということにも十分かわってくる、非常に影響が大きいものだというふうに思っています。

今回、企業長もおっしゃいましたが、地域包括ケアの問題も含めておっしゃっておられましたが、まだまだ全体像が見えてきていないと思いますが、これらの法律や診療報酬の改定を含めて、今後の病院のあり方についてどのように分析をされているのか、今話せる段階で結構ですのでお示しをいただきたいと思ます。

それと、新病院の問題ですが、いろいろ工事の問題がありました。ちょっと一つお聞きしたいんですけど、実際工事をやったら石が出てきたという話です。それで、工事の金額もかかったという。実際どうなん

ですか、地質調査っていうのもやられていたんだと思うんです。その中で変な話、わからなかったのかなということもちょっと含めて疑問点があります。その辺の関係も教えてください。

それと、救急の問題です。今お話が、企業長からご答弁がありました。いろいろ努力されているということがわかりましたし、365日24時間、2次救急を基本的に受け入れているということもお伺いいたしました。さらには、急病センターなどとの連携も強めているということもわかりました。心配なのは、先生方のオーバーワークです。

ちょっとお聞かせください。今年度、もうそろそろ数字出てると思うんです。もうわかる範囲でいいですが、ちょっと救急の受け入れ状況を教えていただきたいんです。救急車で入ってきている件数、ですから全体と1日幾らか、それから時間外での救急急病者の受け入れは何件で1日どのぐらいか、それはどうなんでしょう、増えているんでしょうか減っているんでしょうか、ちょっとその推移も含めてお示しをいただきたいというふうに思います。

障害者の問題ですが、いろいろ困難もあると思います。それでも一定前向きなご答弁をいただきました。ぜひとも紋別市とも、あるいは西紋の関係町村とも連携していただいて、ぜひ前向きな取り組みをしていただきたい、これは要望にしておきたいと思います。

以上です。

○議長（柴田 央君） 久保田事務局長。

○事務局長（久保田政弘君） それでは、野村議員の再質問にお答えしたいと思います。

医師の問題でございますけども、先ほども企業長からご答弁したところでございますけども、現行15名ということで、それで4月早々麻酔の関係もお願いしていたんですけども、どうしても医局の人事等もございまして、7月ということでおくれますけども、4月は大変申しわけないんですけども、12名ということで、7月から13名と。いろんな計画等もございますので、年度途中でも、今も接触しているドクター等もございまして、確保してまいりたいと、そんなふうに考えております。

それから、産科の関係でございますけども、1月は1名出産できたんですけども、途中から先ほど申し上げましたけども調整しておりまして、大体月平均3名から4名程度の出産がうちの病院でございます。そんなことで、今現在10名前後はちょっと他の病院に送らざるを得ないという残念な状態で、早く分娩ができるように努力してまいりたいと、そんなふうに考えております。

それから、あとの問題の点については、改めて担当のほうからご答弁させていただきます。

○議長（柴田 央君） 渡辺事務部長。

○事務部長（渡辺幸彦君） では、診療報酬の改定の関係でお答えしたいと思います。

先ほども、企業長のほうからも答弁もありましたけども、地域包括ケアという部分が今回の改定の中で目玉と申しますか出てきたと、いうことで、今後うちの病院の新病院の開設に向けてのあり方の中でも、そういったような体制、診療報酬をとれるような形で検討していきたいといった部分はございますし、また今、国会のほうで医療法の改正に向けた審議が行われており、一般病床など病床機能の報告制度が創設されることになっております。それを受けて、26年度から病床機能の見直しということで、各都道府県のほうに報告をするということになっておりますので、その辺も踏まえて新年度、早々に病院としての診療報酬も見据えた形で、病床のあり方等については検討していきたいというふうに思っております。

○議長（柴田 央君） 森谷建設準備室主幹。

○建設準備室主幹（森谷裕一君） お答えいたします。

転石の関係ですが、病院の敷地につきましては地質調査を行っております。病院の敷地、病院棟のあるところ、60メートル角ぐらいのところになるんですが、そこに5カ所行っております、5カ所行ったボーリングの径が66ミリ、6センチぐらいのボーリングを行っております。そこで地質調査をしたところ、転石については当時はわからなかったということになります。

以上です。

○議長（柴田 央君） 伊藤医事課長。

○医事課長（伊藤 聖君） 救急患者の受け入れ状況について報告いたします。

救急車により搬入された患者数は、本年2月末現在で359人、一月当たり32.6人となっております、昨年の同月末現在の28.3人と比較しまして、4.3人増えている状況にあります。また、休日を含めた時間外の救急患者数ですけれども、本年2月末現在で1,024人、一月当たり93.1人となっております、昨年の同月末現在の83.3人と比較し、9.8人増えている状況となっております。

以上です。

○議長（柴田 央君） 野村淳一君。

○4番（野村淳一君） 基本的には理解をいたしました。

ちょっと今の救急の問題です。ちょっと数字が大きいので改めてびっくりいたしました。先生方も努力されているというふうに思います。私は本当に大変だなあと思っております。

ちょっとここで、これは非常にありがたいんですが、一方で我々患者の側からしてみても、この問題に対して今いわゆるコンビニ受診ということが盛んに言われた時期がありました。随分それは、意識的にも変化があるんだろうなというふうな気はしているんですが、この増え方が私も思った以上に大きいものですから、この辺について何か実感として感じられることがあれば、どういう状況なのかもう一回教えていただけませんか。

○議長（柴田 央君） 伊藤医事課長。

○医事課長（伊藤 聖君） 急病センターからの患者等ですけれども、コンビニ受診は減ってきている、少ないものと思っております。

以上です。

○議長（柴田 央君） よろしいですか。

以上で一般質問を終わります。

日程第3、報告第1号を議題といたします。

本報告は、監査委員からの報告であります。

報告第1号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

日程第4、議案第1号を議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

千賀企業長。

○企業長（千賀孝治君） ただいま上程されました議案第1号平成25年度広域紋別病院企業団病院事業会計補正予算（第2号）につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、患者数の減及び特別交付税の増額交付に伴う予算並びに事業の執行見込みなどに合わせて、収入支出を整理する予算の補正を行おうとするものであり、予算第3条で定める収益的収入及び支出において、既決予定額24億1,749万6,000円から7,944万4,000円を減額し、収入及び支出の総額をそれぞれ23億3,805万2,000円にしようとするものであります。また、予算第5条で定める継続費の総額及び年割り額において、既決予定額に5億5,089万円をそれぞれ追加し総額を60億788万5,000円に、26年度の年割り額を45億649万5,000円にしようとするものであります。

以上で提案理由のご説明を終わりますが、詳細の内容につきましては担当の事務局長よりご説明をさせていただきます。

○議長（柴田 央君） 久保田事務局長。

○事務局長（久保田政弘君） それでは、ただいま上程されました議案第1号平成25年度広域紋別病院企業団病院事業会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げますので、議案第1号をお開き願います。

本案は、第2条において既決予算第2条で定めた業務の予定量において、年間患者数の入院の既決予定量から4,039人を減少させ1万7,131人に、外来から4,237人を減少させ7万3,857人に、1日平均患者数の入院から11人を減少させ47人に、外来から17人を減少させ303人にしようとするもので、内容は患者数の減であります。

次に、平成25年度広域紋別病院企業団病院事業会計補正予算実施計画につきましてご説明申し上げますので、実施計画をお開き願います。

既決予算第3条で定めた収益的収入及び支出において、既決予定額から7,944万4,000円を減額し収入及び支出の総額をそれぞれ23億3,805万2,000円にしようとするもので、収入において1項医業収益の既決予定額から2億1,138万8,000円を減額し、13億9,175万9,000円にしようとするものであります。

1目入院収益の既決予定額から1億6,885万9,000円を減額し6億4,498万9,000円に、2目外来収益の既決予定額から4,182万1,000円を減額し6億3,089万7,000円にしようとするもので、内容は患者数の減であります。

3目その他医業収益の既決予定額から70万8,000円を減額し1億1,587万3,000円にしようとするもので、内容は特別交付税等の紋別市負担金の減であります。

2項医業外収益の既決予定額に1億3,194万4,000円を追加し9億3,212万1,000円に、2目他会計負担金の既決予定額から297万3,000円を減額し7,179万2,000円にしようとするもので、内容は特別交付税等の紋別市負担金の減であります。

3目補助金の既決予定額に1億3,491万7,000円を追加し8億3,213万4,000円にしようとするもので、内容は基金収入補助金及び特別交付税にかかわる紋別市分の構成市町村補助金の増であります。

次に、支出において、1項医業費用の既決予定額から7,386万5,000円を減額し22億9,646万6,000円にしようとするものであります。

1目給与費の既決予定額に619万4,000円を追加し13億6,486万9,000円にしようとするもので、内容は報酬及び退職給与金の増のほか記載のとおりであります。

2目材料費の既決予定額から8,733万1,000円を減額し3億825万円にしようとするもので、内容は患者数

の減に伴う薬品費等の減であります。

3目経費の既決予定額に727万2,000円を追加し5億1,140万7,000円にしようとするもので、内容は医療機器修繕費の増及び予算の整備による減であります。

2項医業外費用及び6目その他医業外費用の既決予定額から557万9,000円をそれぞれ減額し2項を2,037万1,000円に、6目を1,662万8,000円にしようとするもので、内容は患者数の減に伴う雑支出の減であります。

ここで議案第1号第4条にお戻り願います。

既決予算第5条で定めた継続費において、総額及び26年度年割り額の既決予定額に5億5,089万円をそれぞれ追加し総額を60億788万5,000円に、26年度年割り額を45億649万5,000円にしようとするもので、内容は病院改築にかかわる工事請負費の増などであります。

また、第5条において、既決予算第8条で定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費において、既決予定額に619万4,000円を追加し13億6,486万9,000円にしようとするものであります。

また、第6条において、既決予算第9条で定めた補助金等において、他会計負担金の既決予定額から368万1,000円を減額し6億6,479万円に、補助金の既決予定額に1億3,491万7,000円を追加し9億2,723万4,000円にしようとするものであります。

また、第7条において、既決予算第10条で定めた棚卸資産購入限度額において、既決予定額から7,926万6,000円を減額し3億5,412万1,000円にしようとするものであります。

以上でご説明を終わらせていただきますので、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（柴田 央君） これより議案第1号収入、支出全部について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で議案第1号の質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第2号を議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

千賀企業長。

○企業長（千賀孝治君） ただいま上程されました議案第2号平成26年度広域紋別病院企業団病院事業会計予算につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、条文形式予算第3条の収益的支出予定額は24億7,661万4,000円を計上し、これに対応する財源は医業収益及び医業外収益等で措置し、予算第4条の資本的支出予定額は49億2,026万8,000円を計上し、これに対応する財源は企業債及び補助金等を充てますが、不足額については当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で措置しようとするものであります。

以上で提案理由のご説明を終わりますが、詳細の内容につきましては担当の事務局長よりご説明をさせていただきます。

○議長（柴田 央君） 久保田事務局長。

○事務局長（久保田政弘君） それでは、ただいま上程されました議案第2号平成26年度広域紋別病院企業団病院事業会計予算につきましてご説明申し上げます。

本案の病院事業会計予算につきましては、地方公営企業法に定められた条文方式でありますことから、議案の条文に従いましてご説明いたしますので、議案第2号の病院事業会計予算をお開き願います。

初めに、第2条の業務の予定量であります。病床数150床に対し、年間患者数は入院で1万8,250人、外来で8万520人を予定し、1日平均患者数は入院で50人、外来で330人を予定しております。また、主な建設改良事業は、新病院の改築にかかわる工事請負費などの建設改良費及び資産購入費であります。

次に、第3条の収益的収入及び支出の予定額であります。収入において第1款病院事業収益は24億7,661万4,000円を見込み、支出において第1款病院事業費用は病院事業収益と同額を計上しておりますが、当該年度費用を賄う収益が見込めないことから、医業外収益の基金収入補助金で収支の均衡を図っております。

次に、第4条の資本的収入及び支出の予定額であります。収入において、第1款資本的収入は49億105万5,000円を見込み、資本的支出については49億2,026万8,000円を計上し、財源不足分を基金収入補助金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金で補填し、収支の均衡を図っております。

次のページをお開き願います。

第5条の債務負担行為であります。新病院への移転にかかわる契約期間が2カ年となることから定めるもので、事項、期間及び限度額については記載のとおりであります。

以下、第6条から第10条につきましては、さきにご説明いたしました第3条予算及び第4条予算関連の議決事項であり、それぞれ予算にかかわる必要な事項を定めようとするものであります。

第11条の重要な資産の取得及び処分であります。病院改築により取得する見込みであります2,000万円以上の資産について記載したものであります。引き続き、お手元の予算説明書に基づき予算の実施計画をご説明いたしますので、3ページをお開き願います。

初めに、収益的収入及び支出であります。収入におきまして1款病院事業収益24億7,661万4,000円、1項医業収益14億9,672万3,000円、1目入院収益6億7,146万8,000円で、内容は1日平均入院単価と入院患者数に基づく入院収益であります。

2目外来収益7億888万8,000円で、内容は1日平均外来単価と外来患者数に基づく外来収益であります。

3目その他医業収益1億1,636万7,000円で、内容は資産貸付収益及び普通交付税、特別交付税の紋別市負担金のほか、記載のとおりであります。

2項医業外収益9億6,608万9,000円、1目受取利息配当金1,094万4,000円で、内容は有価証券利息等であります。

2目他会計負担金7,288万円で、内容は紋別市ほか構成市町村負担金及び特別交付税等の紋別市負担金であります。

3目補助金7億4,529万円で、内容は基金収入補助金及び普通交付税等構成市町村補助金のほか、記載のとおりであります。

4目患者外給食収益27万3,000円であります。

5目長期前受け金戻し入れ1億1,033万7,000円で、内容はみなし償却制度の廃止に伴う償却資産財源にか

かわる減価償却額見合い分の収益化であります。

6目消費税及び地方消費税還付金721万1,000円で、内容は病院改築工事費の増加に伴う仮払消費税等の還付金であります。

7目その他医業外収益1,915万4,000円で、内容は紋別市休日夜間急病センターからの病床バックアップ事業収入のほか、記載のとおりであります。

3項特別利益1,380万2,000円、1目固定資産売却益及び3目その他特別利益、いずれも1,000円は勘定科目の設定であります。

2目過年度損益修正益1,380万円で、内容は過年度分診療報酬再請求などによるものであります。

次のページをお開き願います。

次に、支出におきましては、1款病院事業費用24億7,661万4,000円、1項医業費用23億5,937万2,000円、1目給与費13億7,851万3,000円で、内容は企業団職員の給料、手当ほか記載のとおりであります。

2目材料費3億4,582万6,000円で、内容は薬品費ほか記載のとおりであります。

3目経費5億149万4,000円で、内容は委託料のほか記載のとおりであります。

4目減価償却費1億2,084万6,000円で、内容は建物減価償却費のほか記載のとおりであります。

5目資産減耗費517万8,000円で、内容は棚卸資産減耗費等であります。

6目研究研修費751万5,000円で、内容は医師等の研究研修旅費のほか記載のとおりであります。

次のページをお開き願います。

2項医業外費用3,970万2,000円、1目支払い利息及び企業債取扱諸費459万円で、内容は企業債利息であります。

2目患者外給食材料費9万5,000円、3目企業団議会費182万3,000円で、内容は議員報酬など企業団議会運営経費であります。

4目企業団監査委員費71万7,000円で、内容は監査委員報酬など企業団の監査執行経費であります。

5目消費税及び地方消費税1,000円は、勘定科目の設定であります。

6目長期前払い消費税勘定償却188万5,000円で、内容は前年度の病院改築工事等で発生した控除対象外消費税にかかわる今年度分の償却額であります。

7目その他医業外費用3,059万1,000円で、内容は紋別市に支払う過疎債利息の企業団負担金及び棚卸資産の購入にかかわる控除対象外消費税であります。

3項特別損失7,754万円、1目固定資産売却損は勘定科目の設定であります。

2目過年度損益修正損2,120万円で、内容は過年度分診療報酬の再査定等の修正損であります。

3目その他特別損失5,633万9,000円で、内容は地方公営企業法の改正に伴う前年度分の賞与及びその賞与にかかわる法定福利費の引当金であります。

次のページをお開き願います。

次に、資本的収入及び支出であります。収入におきましては1款資本的収入49億105万5,000円、1項企業債25億4,430万円、1目企業債同額で、内容は病院事業債であります。

2項他会計負担金14億8,318万4,000円、1目他会計負担金同額で、内容は過疎債発行額のうち交付税措置される分等の紋別市負担金であります。

3項補助金2億3,856万9,000円、1目補助金同額で、内容は基金収入補助金及びバイオマスボイラー整備

にかかわる道補助金であります。

4項他会計借入金6億3,500万円、1目他会計借入金同額で、内容は過疎債発行額のうち交付税措置されない分の紋別市借入金であります。

5項固定資産売却代金、1目固定資産売却代金及び6項返還金、1目貸付金返還金いずれも1,000円は勘定科目の設定であります。

支出におきましては、1款資本的支出49億2,026万8,000円、1項建設改良費48億9,357万1,000円、1目建設改良費48億3,103万5,000円で、内容は新病院改築にかかわる工事請負費及び備品費のほか、資本勘定支弁職員経費等であります。

なお、お手元に別冊となっております新病院にかかわる予算資料がありますので、あわせてご通覧願います。

2目固定資産購入費6,253万6,000円で、内容は医療機器更新等にかかわる購入経費であります。

2項企業債償還金615万3,000円、1目企業債償還金同額で、内容は病院事業債元金償還金であります。

3項投資2,054万4,000円、1目貸付金960万円で、内容は看護師等修学資金貸付金であります。

2目基金1,094万4,000円で、内容は基金運用益に伴う財政調整基金積立金であります。

以上、26年度の広域紋別病院企業団病院事業会計予算のご説明を終わらせていただきますので、ご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（柴田 央君） これより議案第2号について質疑を行います。

まず、議案第2号収入支出のうち、支出について質疑を行います。

宮川議員。

○3番（宮川正己君） 予算説明書の6ページ、資本的収入及び支出の支出の項の建設改良費に関連しましてお尋ねをしたいと思います。当初、病院本体は工事が進んでおりますが、私の記憶では基本計画、それから実施計画等提案されたときに、工事予定費が35億円ぐらいだったというふうに記憶をしておりますが、何か業界等の話を聞いておると、東京オリンピックですとか、それから東北の震災復興関連ということで、資材費等が異常なほどに高騰していると、それから労務単価が非常に上がっているということで、今実際に工事に関係している方々も、労務単価の上昇には本当にびっくりするぐらいだというお話も伺っておりますが、この35億円という当初の数字に変更があるのかなのか、どのようなふうになっていく見通しというんでしょうか、資材が上がればこれから発注分等、それから発注した分の整理があったりすることもあるかと思いますが、その辺についてお知らせをいただきたいというのが1点目であります。

それから、例えば物が上がると、異常に上がってくるとどうするのというのは、工事契約約款なんかで決まっていることとは思いますが、その契約上の取り扱いというんでしょうか、どのようになっているのかについてお知らせをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（柴田 央君） 高野事務局次長。

○事務局次長（高野昭一君） 今の1点目の発注時、そしてこれからの労務単価あるいは人件費、材料費等の問題でありますけれども、発注時当時は当初平米単価30万円ということで我々も想定しておりましたけれども、発注に当たりまして、24年、25年の単価が国交省のほうからも情報として新聞情報出ましたけれども、人件費だけでも17.5%が上昇したと。これの上昇につきましては、人件費の上昇につきましては、今年2月

に再度国交省のほうから通達が来ています。これが、2月以降の発注物件については、およそ7.5%のアップということで来ていますので、これが病院本体は2カ年で契約しておりますので影響はありませんけれども、ただこの7.5%というものは、これから請負業者からの逆に請求ができるということもありますので、今後業者のほうから何らかの請求が出てくるのかなというふうに考えております。

それと、設計後の設計変更の考え方でありまして、これは紋別市の基準に基づいて、紋別市には設計変更マニュアルがございますので、それに基づいて対応しております。その中には通常の設計変更と、それと拡大設計変更と、あと軽微な設計変更という3つありまして、今回病院のように基礎工事、掘って転石あるいは地盤が非常に当初の予定よりもひどいというようなときは、通常の設計変更ということで、これは北海道、国全てにおいて変更額の制限、あるいはパーセントの制限はございません。ただ、例えば道路工事のように、当初10メートルやってあと2メートル延ばしましょうというのは、拡大設計変更というやり方がありますけれども、これは3割以内、3,000万円以内という決めがありますけれども、そのほかの今回のような事例につきましては、上限とパーセントはないという取り扱いです。

以上です。

○議長（柴田 央君） 宮川正己君。

○3番（宮川正己君） 概略は理解をしたんですが、私素人ですからちょっとわかりやすくお願いしたいんですが、その35億円というものが、わかるのかわからないのかちょっと私も疑問なんですが、どのぐらいに、35億円が例えばどのぐらい、40億円になるとか、今の予測の中でそういう金額が出ているのかどうか、それとあわせて、私がなぜこんなことを聞くのかといいますと、その財政シミュレーションも以前に、さっきの一般質問でもいろんな、医師の数も議論されておりましたけれども、医師の数なんかにも関連もしてくると思うんですが、財政シミュレーションが示されておったと思います。その中で、そういった上昇のみみ込める範疇と、新たな財政シミュレーションの提案はありませんから、私は安心しているというか、その中で補助金が増えたり、いろんなものの有利な資金運用等のみみ込んでいけるのかなと思ったりもしておりますが、その辺の見通しも含めてわかればお知らせをいただきたいと思います。

○議長（柴田 央君） 久保田事務局長。

○事務局長（久保田政弘君） お答えします。

先ほど、工事の関係ですけれども、35億円ということで、多分それは設計計画段階だったと思うんですよ。去年の当初計画の中で、また面積等も若干変わりました、建設にかかわる工事が36億円程度になっております。それが、今回継続費の補正等もございまして、病院建設にかかわる工事請負費が41億9,000万円程度に膨れ上がっております。先ほど高野建設次長からも申し上げておりますけど、労務賃金だとか資材費だとか、いろんな部分で上がっております。それにつきまして、財源の関係につきましては、継続費の調書の中でも添付しておりますけれども、一部起債等で病院事業債が増えたり、それから道補助金のバイオマス関係が、補助金が増えてきております。そういったことで若干、過疎債が多少減って病院事業債が増えたということで、交付税算入率が多少落ちます。そんなことで、多少はやっぱり当時作成されたときの建設工事の予定額よりは上がっておりますんで、ただ病院事業債自体は30年償還でございまして、償還年限が長いということで、その中である程度のみみ込んでいけるのではないかと、そんなふうに思っております。

以上です。

○議長（柴田 央君） ほかがございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で議案第2号収入支出のうち支出についての質疑を終結いたします。

次に、議案第2号収入支出のうち収入について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で議案第2号の質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第2号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第3号を議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

千賀企業長。

○企業長(千賀孝治君) ただいま上程されました議案第3号広域紋別病院企業団特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、専門的な知識や経験を有する職員の任用を可能とし、効率的な病院運営を図るため、所要の改正
をしようとするものであります。

以上で提案理由のご説明を終わらせていただきますので、ご審議いただきますようよろしくお願い申し上
げます。

○議長(柴田 央君) これより議案第3号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で議案第3号の質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第3号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第4号を議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

千賀企業長。

○企業長(千賀孝治君) ただいま上程されました議案第4号広域紋別病院企業団病院事業の使用料及び手数料
の徴収に関する条例の一部改正につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、消費税法及び地方税法の改正による消費税率の引き上げに伴い、所要の改正をしようとするもの
であります。

以上で提案理由のご説明を終わらせていただきますので、ご審議いただきますようよろしくお願い申し上
げます。

○議長(柴田 央君) これより議案第4号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

野村淳一君。

○4番(野村淳一君) この議案は、基本的に消費税の増税ということであります。私自身は消費税増税に反対の立場ですので、これを認めるわけにはいきませんが、若干ちょっと確認を含めてお答えください。

実は、今回これずつと見ますと、8%に増税分なんですけど、実はこの使用料の中に増税されていないものがあるんです。今までと同じ5%時と同じものがあります。それが、使用料の1番で分娩介助料8万2,000円は上がっていません。それと、妊婦診察料3,500円、これも上がっていません。全部が上がっているわけではなくて、上がっていないものもあるんです。この辺の内容についてお示しいただきたいのと、それともう一つ、例えばここで分娩にかかわるんでしょうが、おむつ、肌着等貸付料ですとか、紙おむつ処理料及び肌着等貸付料、これは本人の意志でやるというものなのか、あるいは本人の意志にかかわらず必ずそれを使わなきゃならないものなのかどうかというのかも含めて教えてください。

○議長(柴田 央君) 伊藤医事課長。

○医事課長(伊藤 聖君) 今の使用料、手数料の関係なんですけども、まず分娩介助料、妊婦診察料と産科医療補償の関係は消費税法上非課税になりますので、それ以外については5%から8%程度上げさせていただきたいということになります。

あと、おむつ使用料の関係なんですけども、これはあくまでも入院されるとき、入院されたときに、本人の確認をいただいて、おむつセット、おむつ等を薬局等で買うとどうしてもバックになるものですから無駄が出るってということで、1枚単位で使えるように本人に確認をとっておりますので、ご了承いただきたいと思えます。

以上です。

○議長(柴田 央君) 野村淳一君。

○4番(野村淳一君) この消費税の問題で、これはいろいろと項目があるんですが、例えば一般健診診断料あるいは人間ドック健診料の検診料、肺がん検診料それぞれあります。これも全て増税に伴って金額が上がっています。300円あるいは900円、500円程度金額が上がります。考え方はそういうことなんでしょうけれども、しかしそういう検診というのは本当に多くの方に受けていただきたいというのが基本的な考え方だろうと思っています。こういうものはただというわけにはいきませんが、どっちにしてもこれを多くの方に受けていただくように、増税を控えるというようなこと考え方はないのかどうかお示しをいただきたいのと、もう一件、これは使用料ですから、減免制度というのがあると思えます。減免制度については、条例ですら規則がありますので、これは今まで活用があったのかなかったのかも教えてください。

○議長(柴田 央君) 久保田事務局長。

○事務局長(久保田政弘君) 消費税の関係につきましては、病院についても事業者ということで、2年間は免税だったんですけども、納めなきゃいけないと、先ほども控除対象外消費税と一部損税の部分がございまして、この辺は自由診療にかかわる分ですので、払う部分は払いますし、いただかないといけない部分もしっかりといただいた形で病院経営を安定化していきたいと、そんなふう考えております。

すいません。2点目、ちょっと。

○議長(柴田 央君) 伊藤医事課長。

○医事課長(伊藤 聖君) 減免の関係なんですけども、この使用料、手数料の関係については減免規定はありません。

以上です。

○議長（柴田 央君） 野村淳一君。

○4番（野村淳一君） 減免規定はないんですか。いつも条例の中では、もう一回私、もう一回よろしいですか。

減免第5条とあります。企業長は次の各号のいずれかに該当する者については料金を減免することができる、企業団を構成する市町村の住民でかつ生活困窮者である者とありますが、だからこれが活用されるかどうか聞いている。

○議長（柴田 央君） 伊藤医事課長。

○医事課長（伊藤 聖君） 今の減免はないということですけども、訂正いたしたいと思います。

減免は、第5条の中で減免することができるんですけど、実績としてはないということです。

○議長（柴田 央君） よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で議案第4号の質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第4号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第4号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

以上をもって本定例会に付議されました案件は全部終了いたしました。

平成26年第1回広域紋別病院企業団議会定例会はこれをもって閉会いたします。

午前11時19分 閉会

以上、会議録の内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員